

令和 2 年度第 10 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 2 年 8 月 25 日

担当部・課：健康部健康推進課〔内線 2412〕

① 件 名
高齢者等に対するインフルエンザ定期予防接種に係る自己負担額の無料化について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 新型コロナウイルス感染症については、全国的に感染拡大の傾向にあり、中高年層の感染者が徐々に拡大し、重症者が増加することで、地域の医療提供体制への負担が懸念されている。</p> <p>【目的】 高齢者等の重症化予防とともに、季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の流行の重複を避け、地域の医療機関にかかる負担を軽減することを目的として、高齢者等を対象としたインフルエンザ定期予防接種の接種率向上を図る。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号） 石巻市インフルエンザ予防接種実施要綱（平成 21 年告示第 83 号） 石巻市予防接種費用助成要綱（平成 24 年告示第 84 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 第 4 章 安心して健やかに暮らせるまち 第 2 節 生涯を通じて元気で健康な暮らしが実現できるようにする 1 一人ひとりの健康づくりを推進する</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和 2 年 7 月 関係部課協議 8 月 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画裁定</p>
⑤ 主な内容
<p>本年度に限り、定期接種として高齢者等を対象に実施している季節性インフルエンザの予防接種の自己負担額（1,500 円）を無料とする。</p> <p>1 対象者 予防接種の対象となる高齢者は、市内に住所を有する者で、次のいずれかに該当する者とする。 (1) 65 歳以上の者 (2) 60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者</p> <p>2 接種期間 令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日まで</p> <p>3 予防接種の実施及び回数 予防接種を希望する対象者に行うものとし、予防接種の回数は、対象者 1 人につき同一年度内に 1 回とする。</p> <p>4 接種場所及び接種方法 市長が指定する医療機関とし、予防接種を希望する対象者は、実施医療機関と連絡をとり、接種を受けるものとする。</p>

<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>
<p>【影響・効果】 重症化しやすい高齢者等の季節性インフルエンザの罹患を防ぐことで、地域の医療機関の新型コロナウイルス感染症等への対応に係る負担軽減が図られる。</p> <p>【市財政への負担】 令和2年度事業費：90,900千円 （内訳）65歳以上人口：47,978人 想定接種率 約75% ①自己負担額無料化分：1,500円×35,000人≒52,500千円 ②医療機関委託料増額分：3,890円×9,880人≒38,400千円 ※本年度無料化による接種率の向上への対応分 （財源）新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国）10/10</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>【同様の事業の実施状況】 県内では名取市、岩沼市、登米市、栗原市等、他県では愛知県尾張旭市、長野県須坂市、和歌山県有田川町等で実施している。</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>令和2年9月 第3回定例会に関係補正予算案を提案 石巻市インフルエンザ予防接種実施要綱の一部改正（告示の日から施行） 市報への掲示、市ホームページ等による周知 医療機関等にはポスター、チラシを活用し広報</p>
<p>⑨ その他</p>